

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內  
東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (二 月 五 月 十 二 月) 發 行

# 東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 四 號

昭 和 十 六 年 十 二 月

支那の田賦整理と土地陳報……………	經濟學博士 八木芳之助
佛印に於ける信用と其の性格……………	經濟學博士 松岡孝兒
英米外匯平準基金の對法幣政策……………	十龜盛次
中晚唐時代に於ける燉煌地方……………	文學博士 那波利貞
佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學博士 笠原伸二
古來支那に於ける社會政策の……………	文學士 笠原伸二
經費に就きて……………	文學士 笠原伸二
滿洲合作運動の發展と交易場の歸趨……………	經濟學士 岡倉伯士
華人紡績の經營に於ける問題……………	經濟學士 西藤雅夫
宋代貨幣攷……………	經濟學士 穗積文雄
支那紡績勞働請負制度の發達……………	經濟學士 岡部利良
支那近代工業の性格……………	經濟學士 菊田太郎

(裝 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

# 支那の田賦整理と土地陳報

八木芳之助

## 一 緒 言

支那は古來重農國家であり、商工業の發達が幼稚であつたから、國家の財政收入をまた田賦を以て其の大宗となさざるを得なかつた。この田賦は、元來支那では國家の正供（正稅）に屬したものであるが、民國十六年七月、國府財政部によつて、「劃分國家地方收入暫行標準案」が公布され、田賦は地方收入に歸することゝなつた。翌十七年に第一次全國財政會議が召集され、原案の審査が行はれ、中央收入と地方收入の標準が確定された。茲に於て田賦は正式に地方收入に歸し、爾來、省財政の重要稅源となり、また田賦附加稅は縣財政の主要稅源となつた。即ち民國二十四年度の各省市地方歲入豫算によるに、總收入中田賦の占める割合は、山東では六四%、河南では五二%、江蘇では四〇%、浙江では四一%に達してゐる。縣財政收入中、田賦の占める割合は更に高く、それは山東各縣では八九%、河南各縣では六七%、江蘇各縣では七七%、安徽各縣では七〇%に達してゐる。<sup>1)</sup>之によつて見るも、支那地方財政中、田賦が如何に重要な地位を占めてゐるかが明白となる。

支那の稅制は田賦を以て最古のものと爲すが、其の積弊もまた田賦を以て最深とする。その積弊の主要なるも

1) 方顯廷，整理地籍芻議（中國經濟研究，上）三四六頁。  
中國經濟年鑑（民國二十四年續編，上）F 三一七頁以下參照。

のは、地籍の紊亂である。明及び清代以來の黃冊には花戸（納稅者）の名を掲げ、魚鱗冊（土地彙帳）には畝數と糧額（稅額）とを記載してゐたから、地畝が何人に屬するか、また其の地畝の負擔する糧額の幾何であるかは極めて明瞭であつた。然るに其の後、兵燹によつて、此等の圖冊の多くは散失せるを以て、經徵の胥吏は其の手を上下して、飛洒（税金を他戸に轉嫁する）、隱匿を行ひ、田と糧とが既に多くは相符合せざるに至り、田あつて糧なきもの、糧あつて田なきもの、田多く糧少きもの、或は糧多く田少きものを續出せしむるに至つた。而して黃冊や魚鱗冊の散失の結果として、各縣の田賦徵收には胥吏私藏の書冊を利用せざるを得ないこととなり、胥吏はこの機會を利用して需索・中飽・浮收（心附や餘分の徵收）を敢てするに至つた。斯くて人民の納めた税金は政府の手に渡らず、政府の收入は日を逐ふて減退することとなり、人民に滯納者なきに拘らず、政府には稅收が集らないこととなつた。

支那各省縣の財政收入は田賦を以て其の大宗となすに拘らず、かく田賦が年々減收を來すを以て、之に伴つて各地方財政も日を逐ふて困難を感ずることとなつた。その結果、各省の田賦實徵額と豫算額との間に、著しい懸隔を生ずることとなり、ひいて一切の新興建設事業に着手することは不可能となつた。而して各省縣が強ひて田賦收入の不足を補はんとすれば、附加稅や雜捐を増徴するの外なく、之によつて人民の租稅負擔を不公平ならしめることを免れない。故に田賦の積弊を除去し、人民の租稅負擔を公平ならしめ、且つ地方財政收入を確保せんとすれば、田賦の整理を實施せざるを得ない。而して田賦の積弊は、地籍の紊亂による處が大であるから、田賦整理の前提として、先づ地籍の整理をなすことを緊要とする。

- 2) 第二次全國財政會議彙編，第二編，審查報告及原提案（民國二十三年五月）四頁。
- 3) 舉行土地陳報及減輕田賦附加案（農村復興委員會會報，第一卷，第十一號，民國二十三年四月）五九頁。

從來支那で行はれた地籍整理には治本(本を治める)と治標(末を治める)の兩方法が認められる。前者の治本方法とは正式の測丈(測量)を指すもので、之には査丈(簡便測量)と清丈(土地の正式測量)の別があり、また測丈は其の方法の如何によつて人工測量と航空測量とに分かれる。この治本方法たる測丈は、地籍整理方法としては正確であるが、之が實施には多大の經費と長年月とを要するを以て、從來支那各地に於ては簡便にして且つ經費を多く要せぬ治標方法が採用された。而して此の治標方法とは地糧(地稅)の清查を指すもので、之には土地陳報と坵地圖冊の編造とがある。この土地陳報方法にも、之を實施する地方によつて若干の差異はあるが、先づ一般に縣政府が陳報單(申報書)を各區鄉鎮公所に交付し、公所から之を土地權利者に配布して、之に所定の事項を記入せしめ、之に對して鄉鎮辦事處が其の當否を審査し、疑義あるときは再調査を行ふ。陳報期間が満了すれば、區辦事處に於て陳報單を集計・整理し、戶に按じて清冊を編造して縣政府に送る。縣政府では各區から送られた清冊を彙集し、之に基いて全縣の總冊を編造することによつて、地籍の整理を完了する。後者の坵地圖冊の編造方法では舊承糧(舊納稅)の都圖を單位として、卯書(卯簿と冊書)を利用し、舊冊を根據として新冊を查編し、納稅者に對する掣串(領收書の發行)の根據とする。この新冊たる坵地圖冊は坵(一筆地)を以て單位とし、坵別に查編するものであり、この圖冊に基いて土地權利者に土地管業證(地券)が發給される。この方法に就いては既に論述した。<sup>4)</sup>

従つて、この小論に於ては、田賦竝に地籍の整理に關し、支那各省縣が實施せる治標方法たる土地陳報方法に就いて検討し、その成敗の跡を尋ねようと思ふ。

4) 拙稿、支那の田賦整理(經濟論叢、第五十三卷、第三號、昭和十六年九月)參照。

## 二 浙江省の土地陳報

地籍整理方法として土地陳報を實施せるは、浙江省を以て嚆矢とする。即ち同省では民國十八年四月十八日に土地陳報辦法大綱及び土地陳報施行細則を公布・施行し、同年五月一日より各市縣政府をして村里委員會を督率せしめ、一律に土地陳報を實施することとした。浙江省が土地陳報を實施するに至つた理由は、左の如くである。

浙江省に在りては洪楊の亂後、土地の冊籍が散失して存在せず、人民所有の契據（地券）を多くは湮没し、經界（田地の區劃）が混亂し、地目が曖昧となり、嘗に政府は某地の何人に屬するかを知らざるのみならず、業主もまた多くは其の土地の坐落（位置）をも知らざるに至つた。其の地目、四至（四方の境界）、面積、畝分に至つては、更に茫然たるものがある。之によつて土地侵占の弊が叢生し、疆界の紛糾が續出した。その結果、糧少地多、糧多地少、有地無糧、有糧無地の怪現象を出現せしめた。政府には既に調査すべき冊籍なく、賦税は莊書（經徴の胥吏）の手を經ざるを得ず、遺漏・中飽の弊が之に伴ふことを免れなかつた。

浙江省の全面積は一億七千萬畝に達するに拘らず、有税地は四千三百萬畝に過ぎず、無税地は一億二千餘萬畝の多きに上る。この無税地の四分の一が未墾の荒地であると假定しても、全面積の半分に當る九千萬畝が賦税のない土地である。その實、浙江省の人煙稠密なる點より考へ、未墾地が全面積の四分の一、無税地が全面積の約半を占めるとは解せられない。かく納税地が少いから、田賦収入も多からず、建設經費にも餘裕なく、従つて産

業の振興も望み難く、交通も發達するを得ない。現在の有税地四千三百萬畝より七百萬元の田賦を徴收し得るも、中飽及び滞納によつて、實收は五百餘萬元に過ぎない。然るに若し無税地を整理するならば、少くとも一億畝の有税地が得られ、一千五百萬元の田賦が増收される。優等地の税率引上をも加へて、田賦徴收額を三千萬元に達せしめることが出来る。かくて全省の財政に餘裕が生じ、建設事業も進捗することとなる。これ浙江省民政廳が土地陳報を實施するに至つた所以である。<sup>5)</sup>

この土地陳報に對して、浙江省當局が如何なる効果を期待したかといふに、政府方面に於ては、之によつて明確詳細なる圖籍が得られるから、この圖籍さへ考査すれば全省の土地情形が一目了然となるといふにある。而して人民にとりては左の如き利益が得られるとなす。

(1) 土地所有權關係の確定 土地陳報は產權の確定上必要なる手續である。之によつて境界を劃清し、畝分を算出し、人民の土地を明確に調査して、土地清冊上に一々記載する。後日清丈調査を経て、其の所有權が確定される。

(2) 土地糾紛の除去 土地の糾紛は、多くは經界の不明、業主の不明確から起る。訴訟が發生するも、容易に其の是非を判定し得ない。政府にも調査すべき簿據がないから、正確なる判斷を下すを得ず、往々にして年を経るも訴訟が解決されない。然るに土地陳報の實施後は圖に照して調査し得るを以て、田地の紛争がなくなり、假令紛争が起るも容易に解決される。

(3) 土地の位置狀況の明悉 土地の位置狀況は、業主が之を知悉すべきに拘らず、一般の業主は其の所有地の

5) 浙江省民政廳，土地陳報特刊（民國十九年九月）專載二頁。

所在・形状・地目・畝分を知悉しない。これ他人の侵占を被る原因である。然るに陳報後は、村里及び其他の主管機關に凡て圖冊が備付けられるから、業主は何時でも之を査閲して、自己の土地の坐落・地目・畝分・水利交通・他人との土地關係を知ることが出来る。また天災地變に際しても、圖籍と對照して、容易に變動情況と損失程度とを知り得る。

(4) 地賦の輕減と負擔の公正化 浙江省の賦税は複雑なる上に、胥吏による需索・中飽の弊があり、また圖籍の紊亂に起因する有糧無地・糧多地少等々の弊が起り、人民の負擔は過重且つ不公平となる。然るに陳報後は、土地の號數に照して地主から直接徵税するを以て、漏税の弊が無くなり、人民の負擔が輕減され、且つ公平となる。

(5) 金融の流通 從來土地の資金化が充分に行はれなかつたのは、土地の所在、地質の良否が判明せず、且つ所有權が確定せざりしによるものである。然るに陳報によつて土地の畝分及び地價が明確となるから、抵押が容易となり、土地投資が安全となる。従つて利息も低落し、農村經濟にも大いなる利益となり、また農村への資金流入によつて、耕地整理や其他の土地改良事業も促進される<sup>6)</sup>。

浙江省當局者は土地陳報に對して、上述せる如き効果を期待したが、この土地陳報方法の主要點竝に目的は左の如くである。

(1) 地を以て綱となし、坵に按じて編號し(一筆地毎に地番を定む)、業主の姓名・住所及び土地の坐落四至(位置と四方の疆界)を調査して圖冊を編造し、以て地籍の分布狀況を明かにし、產權の確定、賦税徵收の根據とする。

6) 前掲書，專載，三頁，四頁。

(2) 實在の畝分に注意し、查丈を以て浮報（實際よりも多く報告する）、隱匿を防止し、糧の地に伴はない弊や飛瀾詭寄（税を他戸に轉嫁する）等の積弊を除去し、人民の負擔不均の苦痛を軽減する。

(3) 土地の地目・地類・現在の作用（利用狀況）、田地の最近毎年の收穫量等を調査して、土地の利用狀況、農産物の數量及び價額を明かにし、以て農村經濟の改善及び發展を圖る。

(4) 佃戸（小作人）の姓名、租金（小作料金）、租額及び小作期間を調査して、合理的なる方法を以て業佃糾紛（地主・小作紛争）の解決を圖り、小作農の生活を向上せしめ、併せて農業の發展を圖る。

(5) 土地の原價と現値を調査報告して、土地の總値を統計し、その騰落指數を計算して、將來地價税を實施する場合の參考に資する。

この土地陳報を實施するための必要機關として、各村に村里委員會を設け、之を直接の辦理機關とし、縣市政府を以て主管機關として、土地陳報辦事處を設置して陳報に關する一切の事務を處理せしめる。また民政廳を以て全省土地陳報の監督及び綜核機關とし、土地陳報の宣傳、指導、考査及び督促に當らしめるため、督促專員・視察專員・幫辦員・助理員・抽查員・指導員を設置して各縣市へ派遣することとした。

この土地陳報の處理手續は之を分つて、陳報・查編・丈量・造冊・審核・公告等の部分工作とする。

(1) 陳報 陳報單様式は民政廳が之を作成し、各市縣政府が之を翻刻して各村里に發給し、各村里委員會は各業主に其の所有土地の丘號（一筆地の數）に應じて之を配布する。各業主は陳報單を受取つてより二ヶ月以内に、規定の事項を記入して村里委員會に送付する。陳報單は丘毎に二通づゝ之を作成する。該委員會は審査の上、一

7) 浙江省土地陳報（地政月刊，第二卷，第八期，民國二十三年八月）二頁。  
浙江省民政廳，土地陳報特刊，專載，二一頁。



通は之を自己に保存し、他の一通は之を縣市政府へ送付する。この陳報單様式は左の如くである。

浙江省土地陳報單様式

(地民) (地公) 號		第段字		(里)村								
單報陳地土縣				省江浙								
備 考	陳 報 費 額	代 理 人 姓 名 住 址 及 原 由	證 明 文 件 之 種 類 及 件 數	佃戶及用人		地 目 及 現 作 何 用	年 收 穫 量	面 積	土 地 所 在 地		業 主	
				期 效	姓 名				原 價	二 三 名	坐 落	籍 貫
				租 金 額	住 址	現 值			住 址	職 業		
(至北)										地圖		
(西至)										(東至)		
(至南)												

(2) 查編 查編即ち查丘編號とは、賦冊を編纂・審査する意味である。その方法は、先づ全村里を一巡調査し

中華民國 年 月 日 陳報者 署名蓋章 或畫押 村里職員 署名蓋章 或畫押 審查者 署名蓋章 或畫押

て、河流・道路等の天然の地勢によつて、若干段に之を區分し、冠するに字號を以てする。更に各段につき每丘の土地形状や疆界によつて、之を草圖に繪示し、且つ一丘（一筆地）毎に順次假地號を付する。一面、每丘地が公私の何れに屬するかを查明し、公に屬するときは、管理機關の名稱と所在地、私に屬するときは、業主の姓名と住所とを明かにして、草簿に之を記載する。然る後に草圖及び草簿と査編の號數とを照合して、陳報單に此の號數を記入し、號に按じて業主に發給し、期を限つて陳報せしめる。業主が陳報單を村里委員會に提出するを俟つて、手續費を徴收し、草簿の號數上に領收濟の捺印をなす。陳報期が満了すれば、草簿を檢査して、未報の各戸に對しては陳報を督促するか、または村里委員會によつて代つて陳報をなすこととし、少數の業主に遅延あるも、全工作の進捗には影響なからしめる。また各村里の地價及び收穫量は、先づ委員會で其の概數を調査し置き、業主の陳報する處と對照することとする。

(3) 丈量 業主が陳報をなすときは、實在畝分は確實に之を丈量すべきものとする。即ち市用の尺制を標準として、其の面積を計算し、同時に陳報單の空白處に丘形圖を繪示すべきである。併し業主にして丈量をなし得ざるときは、先づ自己の知れる畝分若くは目算の畝分を記入し、代丈の規定に據つて、村里委員會に丈量を委託することをを得る。該委員會で丈量人員を招致し難い場合には、縣市政府が事情を斟酌して査丈隊を組織して、複査又は抽丈（部分丈量）を行ふ。同時に山地及び山蕩等の地目の複査に注意する。若し村里委員會の調査、若くは業主の陳報が、實在を缺くものと考へられるときは、査丈隊は全村里の土地に對して全部丈量を實施することが出来る。



及び年收穫量の總計を記入する。この外に尙ほ一種の綜計冊があり、全縣所屬村里の坵數・田地山塘・各項の地積・地價及び收穫量の統計を夫々記載して、検査に便する。

土地總冊様式

區	別	村	別	字	段	地	號	地	積	地	價	地	目	收	穫	量	有	無	或	私	公	地	備	考
									畝		元													

(5) 審核 審核(審査)は土地陳報中の重要工作である。その第一歩は陳報單の審査である。業主が陳報單に記入して提出した際に、村里職員は直ちに填報の漏誤の有無、様式に合致せるや否や、編造せる草冊・草圖と符合せるや否やを審査し、若し遺漏の地があれば補報を催促する。竝に地段の號數に照して順次整理して、成冊を裝訂する。一方には據て以て坵號の正圖を繪製して、清冊を編造し、徵收すべき手續費額を算定する。第二歩は土地清冊の審査であり、縣市政府の土地陳報處が之に當る。清冊記載の事項と陳報單とを對照校正し、村里の編號圖を根據として、坵を逐ふて検査し、然る後に總冊を彙造する。第三歩は總冊の審査であり、この工作は民政廳が之に當る。各縣市の送付する總冊に就いて、脱落重複の有無、記載事項の遺漏の有無を検査し、また各縣より清冊若干冊を送らしめて、虚構偽造等の情弊の有無を検査する。第四歩の審査は總冊所載の地號・地目・地價・

收穫量等の諸項目に就いて、公有私有及び田地山蕩の地目に分けて、之を分類統計し、且つ之を圖表として明示する。

(6) 公告 清冊記載の各事項は、村里委員會が職權を以て調査填報することあり、代理人によつて陳報することあり、或は錯誤のあることもあるから、公告方法を用ゐて之を補救する必要がある。即ち清冊編造以前にありては、陳報或は調査によつて得たる地號・業主の姓名・地積及び地價等は、段に分つて、村里委員會の所在地に之を公告する。若し錯誤があれば、期限内に委員會に到つて更正を申請し得る。之を第一次の公告とする。丈量の經過後、地積に關しては、丈量の畝分と陳報の畝分とは必ずしも一致しない。故に第二次の公告をなす。業主にして丈量に誤ありと認める者は、再丈を申請することが出来る。

浙江省に於ける土地陳報實施順序は以上の如くであるが、之が實施に要する費用は人民より之を徵收することとした。即ち最初陳報の手續費を每畝大洋一角と規定したが、經費不足のため每畝一角二分に引上げた。之によつて徵收した金額は之を十二等分し、十二分の四は省に送つて全部土地整理の經費に充て、十二分の三は縣市政府の陳報實施費と縣市自治經費とに充て、十二分の五は村里委員會の陳報實施費と村里自治經費とに充てることとした。<sup>8)</sup>

この土地陳報は民國十八年五月一日から之を實施し、同年十一月末日迄に之を完成する豫定を立て、このため陳報に關する小冊子や宣傳文を多數印刷して各縣へ頒布し、また辦理陳報人員に對しては講習會を開催して、その促進に努めたが、次の如き諸事情のため、翌年四月末迄陳報期日を延期せざるを得ざるに至つた。即ち、(1)土

8) 浙江省土地陳報(地政月刊, 第二卷, 第八期)二頁乃至八頁。  
浙江省民政廳, 土地陳報特刊, 專載, 二一頁乃至二五頁。

地陳報の實施は浙江省を以て嚆矢とするを以て、各縣市は陳報の豫算編成や計畫の樹立を急いだが、種々の疑義を生じ、省政府への照會に時日を要し、陳報辦事處の如きも七、八月に至つて漸く成立した縣さへある。(2)陳報の實施經費は其の手續費に俟つことゝなつてゐるが、この手續費の未收前に在つては各縣の準備金より一時之を流用せざるを得ない。然るに各縣には準備金が無いから、經費の支辨が困難となる。(3)村里委員會は成立の日淺く、能力乏しく、陳報の意義と實施手續とを了解しないものが多く、従つて費力が大にして効果が少ない。また統轄すべき人材に乏しく、相互に責任を轉嫁する。故に指導員を派遣するも進捗が緩慢である。(4)郷民の智識程度が低く、陋習に狎れ、新政を了解し難く、従つて陳報に對しても傍觀的態度をとり易い。業主は土地を所有して小作料を取得するのみで、土地の正確なる面積や四至を知らず、小作人に任せきりであるから、土地狀況が益々混亂し、従つて整理に當つて時日を要する。(5)最初の三ヶ月間にあつては各縣市は章制の編成、疑義の解釋、人員の訓練、單冊及び布告文の印刷に忙がしく、實際の工作にまで進み得ない。然るに秋季に入り田地の作物が繁茂すると岸畔が蔽はれて丈量に不便となり、冬季は雨雪のため行路困難となるから、陳報工作が進まない。(6)十七年及び十八年度に於ては風虫水旱を蒙つた縣が多く、收穫が減少して、飢民を出し、政府は之が救済に追はれ、陳報に全力を注がれなかつた。(7)治安不良の匪區では土地圖冊が屢々焼かれ、工作人員が遭難し陳報の完成を遅らした。

かくて浙江省は陳報實施のため三百餘萬元を費し、十二萬二千八百餘人を動員したが、その成績は失望すべきものであつた。「蓋し事が創始に屬し、長官の熱心は餘りあるも、幹部の人才が未だ備らず、未だ有效なる試行

を経ずして直ちに之を全省に行はんとしたからである。また村里職員は口實を設け、避けて責任を負はず、半は疑懼と陳報費の過大とにより、半は填報方法の不明或は填報をなすべき方法なきにより、觀望して進まない。而して官廳の催促は星火より急にして、期限が俄に迫り、民に不能を強ひ、甚だしきに至つては警吏を四方に派して提出を待つ。茲に於て、いゝ加減に填報し、甚だしきに至つては或は門を閉ぢて偽造をなす。故に陳報の結果、舊よりも一千七百餘萬畝の田を増したといふも、實に頼るに足らない。……この頼るべからざる敷敷を除くの外、語るに田賦の整理を以てするも、承糧の戸名なく、よつて以て征賦をなす能はず、語るに産權の確定を以てするも、その不確實なることは官民の皆知るところである。その目的とする不公平なる負擔の輕減、農村經濟の改善、小作紛争の解決に關しては、一として泡影ならざるものはない。而して民を勞し、財を傷め、時を閑すること年餘、成るところの土地陳報圖冊は遂に閉置されて用ゐる所がない。本年夏(二十三年)財政部が第二次全國財政會議を召集し、その席上土地陳報の建議がありたるに、浙江代表は立つて、浙民は陳報の苦を飽受せるを以て、陳報の名を聞いてさへ哭せんと欲するから、浙省を除外されんことを請ふた。その故は深く考ふべきである<sup>10)</sup>とされてゐる。斯くし浙江省の土地陳報は失敗に終つた。

### 三 江蘇省江寧縣の土地陳報

浙江省土地陳報の失敗後、三年を経過して江蘇省江寧縣が土地陳報を實施し、成功を収めた。江寧縣が民國二十二年二月に自治實驗縣となるや、縣政府當局は江寧田賦積弊の甚だ深刻なるに鑑み、また政府は土地冊籍を缺

10) 土地陳報査報直丈平議(地政月刊, 第二卷, 第八期)二頁。

くため、業主と土地の所在とを明かにする能はず、徴税の際には催徴吏や里冊生(管冊員)の手を借らざるを得ず、従つて彼等はこの機會を利用して、中間に立つて舞弊をなし、その結果政府の収入は日に減少し、民衆の負擔は反つて日に益々加重する。縣當局は稅收の整理をなし、民困を救ふ唯一の途は種々の積弊を除去し、全縣に土地陳報を實施するにあると考へた。<sup>11)</sup>

陳報實施前に於ける江寧縣の全面積は三百六十萬畝であつたが、納稅地は僅に百三十萬畝に過ぎなかつた。勿論この兩者の差額たる無稅地の中には、山塘や荒地をも含んでゐたが、完全なる熟田の含めるものも少くはなかつた。所謂餘田(催徴吏が清冊に記入せず、その稅收を私する田)なるもの之である。これ以外に、糧冊上の姓名として現業戸の祖宗又は老祖宗の姓名(所謂糧戸姓名)を用ゐるものも少からず、各圖の所在地にも總て古い舊名稱を用ゐるを以て、納稅の督促には催徴吏の手を借らざれば見當がつかない。従つて財政上より考へるも土地陳報を缺くを得ない。次に江寧縣では土地冊籍が既に散失して存在せず、人民の地權も考査するに由なく、之によつて紛争が頻發して訴訟となるも、頼るべき證據を缺くため、地權の何人に屬するかを判定し難く、訴訟が年を経るも解決せず、従つて土地が荒廢し、所謂「有田不能種莊稼」(田あるも耕種が出来ない)の現象が起る。故に地權を確定し土地生産力を増進せんとすれば、土地陳報を缺くを得ない。<sup>12)</sup>

この點につき縣當局は「我國は農を以て國を立つ。從來田賦は國家歲收の正供(正稅)を爲したるも、地方稅に歸してより以後、地方事業の興廢は、凡て田賦收入の消長を視て準尺とする。若し田賦を確定整理するならば、省縣の財政基礎は必ず鞏固となり、地方事業もまた徐々に發展を圖り得る」と述べてゐる。<sup>13)</sup>而して田賦整理の方

11) 江蘇省江寧自治實驗縣辦理土地陳報概況(地政月刊, 第二卷, 第八期)一頁。  
 12) 黃濠, 江寧自治實驗縣田賦之過去與將來(經濟學季刊, 第四卷, 第三期, 民國二十二年九月)五頁。  
 13) 江寧縣政概況(莫寒竹, 江寧縣整理田賦的經過, 汗血叢書, 田



針に關しては、縣當局は「土地陳報を實施して、正確たる土地冊籍を獲得し、田賦改良の根據とする。また徵稅制度を改革して従前の徵收上の一切の積弊を除去し、新式簿記を採用し、豫算、決算及び統一支出制度を實行し、以て會計上傳來の一切の弊害を除去せんとす<sup>14)</sup>」と述べてゐる。

江寧縣政府は陳報の實施に必要な土地陳報辦法大綱、土地陳報細則、土地陳報辦事處組織規程を制定・公布し、その辦理機關として縣に總辦事處<sup>15)</sup>、區に區辦事處<sup>16)</sup>、鄉鎮に鄉鎮辦事處<sup>17)</sup>を設置し、陳報實施期を二十二年四月十六日より同年六月三十日に至る期間とした。

江寧縣實施の土地陳報原則は、大體に於て浙江省の陳報を根據として採用し、幾分之に變更を加へたものである。即ち「糧戸の花名」、「實在畝數、契(地券)載畝數及び串(領收證)載畝數」を陳報單の記載項目として新に加へたる點、その他陳報費用を人民から徵收せざる點に於て、浙江省の陳報方法と異つてゐる。この江寧縣土地陳報の要點は左の如くである。

- (1) 地を以て綱となし、業主の姓名、住址(住所)、土地の坐落四至を調査記載し、區鄉鎮に分つて、戸に按じて清冊を編造して、業主と地籍の所在とを明かにするに便し、併せて賦稅徵收及び產權確定の根據を造る。
- (2) 糧戸の花名(現納稅者の祖先名)、糧額、實在畝數、契載畝數、串載畝數を夫々記載して、浮報(實際よりも多く報告する)、隱匿、糧(稅)あつて地なき狀況、飛遷詭寄等種々の弊害を防止し、以て人民の負擔を軽減する。
- (3) 土地の地目、現在の作用(利用狀況)、毎年の收穫量を調査して、土地利用の合理化、農村經濟の發展を圖る。

賦問題研究, 下) 二七四頁。

14) 前掲書, 二七五頁。

15) 總辦事處には主任(縣長兼任)、副主任(二人)、總指導員(一人)、抽查員(若干人)、辦事員(若干人)、統計員(一人又は二人)を置く。

(4) 佃戸(小作人)と使用人の姓名・住所・小作料額・小作期間を調査し、合理的なる方法を以て地主・小作關係を調和し、併せて農業の發展を圖る。<sup>16)</sup>

更に江寧縣に於ける土地陳報實施の手續を擧ぐれば左の如くである。

(1) 本縣の土地は、有糧地・無糧地・公有地・私有地に論なく、規定に照して、その管轄の鄉鎮辦事處に向つて陳報手續を履行する。

(2) 縣政府は陳報開始以前に、陳報單<sup>17)</sup>を印刷して、各區鄉鎮公所を経て各業戸に配布し、規定の事項を記入せしめ、期限内に所管の鄉鎮辦事處に送り、茲で之を審査する。陳報の際には一地毎に陳報單一枚づゝを用ゐる。

(3) 鄉鎮辦事處が業主發送の陳報單を受取れば、直ちに之を詳細に審査し、竝に糧串(納稅領收書)或は契據(土地賣渡證又は地券)を檢査し、串載又は契載畝數と實在畝數とが符合せざるときは、實際によつて夫々別々に記入する。若し短契(不完全契約書)、短糧(滯納)等の事情があれば、概して追究しない。若し提出されたものが白契(官の朱印認定なき個人間の土地賣渡證)にして、未だ投稅(即ち契稅を納めてゐない)し居らざるときは、先づ呈驗(檢査の願出)を行ふことを許し、竝に暫緩(一時延期)、補稅(稅の追拂)を許し、以て業主の呈驗に便する。

(4) 區辦事處の陳報開始時に於ける主要工作は、各鄉鎮長を指導督促して期限通りに陳報を完了せしめるに在る。即ち指導員・區長・區助理員等が交代に各鄉鎮間鄰長の工作進行を巡察、督促、監視する責任を分擔する。各鄉鎮の陳報完了後、陳報單の區辦事處に彙送されるを俟つて、區辦事處で之を彙集整理し、逐一審査し、戸に接して清冊を編造し、規定の期限内に縣政府に呈送し、縣政府では之を審査する。各區編造の清冊を縣政府に彙

16) 區辦事處には主任(區長兼任)、指導員(一人)、助理員(三人)を置く。

17) 鄉鎮辦事處には主任(鄉鎮長兼任)、填報員(若干人)を置く。

18) 江蘇省江寧自治實驗縣辦理土地陳報概況(地政月刊、第二卷、第八期)二頁。

19) この陳報單の記入事項は、(1) 業主の姓名・住所・本籍及び職業、(2) 糧





て折算することとして、その帯征の標準を統一した。第三に各科則(等級)の田地の正附税を畝に按じて折算したる後、毎畝徴收すべき正附税總額の大小に應じて、従前に於ける全縣の四十餘則の田地を一律に三等九則とし、以前の忙銀・漕米・蘆課及び各則田地の名目を一律に取消した。従つて江寧縣の現行科則・税率は次の如くなつた(毎畝につき元を以て示す)。

科則	一 等			二 等			三 等		
	上則	中則	下則	上則	中則	下則	上則	中則	下則
税率	〇・九五	〇・九四	〇・九二	〇・七八	〇・七四	〇・六五	〇・三七	〇・二六	〇・〇三

(2) 征冊(徵稅簿)・串票(納稅領收書)の改訂 江寧の舊來の田賦征冊及び串票は凡て糧櫃(縣の徵稅所)に於て編纂、印刷、保管せるを以て、その冊式に統一なく、字跡が曖昧であり、紙質が劣り且つ破れ易い。記載事項も更に不明瞭である。陳報實施後は征冊及び串票を改訂し、簡明を以て原則とし、制定すべき征冊及び串票に對しては、努めて確實、簡明を期した。

(3) 征收方法の改革 往時の江寧に於ける徵稅上の積弊は、固より冊籍の散失と科則の紊亂とにあるが、徵收方法の錯誤もまた重大積弊の一つであつた。即ち胥吏の占める中間の魚利を排除することが緊要であつたから、人民をして直接納稅の方法を採らしめることに決定した。即ち二十二年九月十五日より、催征吏の私收、代完の慣習を一律に禁止し、その後には於ては催征警察には錢糧の代收を許さないこととし、更に左の如く積極的に征收手續を改革して、人民の納稅に便せしめた。

21) 前掲論文、二九三頁。

22) 前掲、江蘇省江寧自治實驗縣辦理土地陳報概況、一五頁。

23) 前掲書、一六頁。

(4) 征收機關及び人員の整頓 舊有の糧櫃制度は田賦紊亂の主因であつたから、之を改革し、田賦總徵收處を設け、主任・總稽查員・督征員・管冊員・管申員・收稅員及び催徵員を置き、之を收稅・管冊・掣申(領收書發行)の三部に分ち、相互に牽制して、核對(調べ合はす)するに便せしめた。この總處の下に、征收分處を四ヶ所に置いて人民の納稅に便し、また以前の櫃書・冊書・財警及び催吏等の役員は、嚴選の上、之を新制度中に收容することとし、各征收處の職員に對しては、從來の如き腐敗、因循、貪墨(賄賂をとり職責を果さぬ)等の惡習を一掃するやう嚴格に訓練し、その職責を明かにして、能率の向上を來すやう事務を敏捷に處理せしめることとした。

(5) 徵收簿記の改訂 徵收簿記を整頓し、收稅員には現金收入と現金支出とを正確に記帳せしめ、管申員には發行串票を正確に記帳せしめ、管冊員には納稅濟業戶を正確に記帳せしめ、また總處及び各分處には總賬(總簿)を一冊づゝ備へしめて、發行串票數・納稅濟額數・納稅濟糧戶を記入して、之を對照することによつて漏稅を無からしめるやう工夫した。

(6) 催徵方法の改善 人民の納稅成績を良くするため、先づ第一に人民に對して宣傳、諭告をなし、また各業戶の納むべき稅額を明示することとした。第二に納稅期日内に早く完納せる者に對しては、納稅額の一分を輕減して、早期納稅を獎勵し、一ヶ月以上三ヶ月以下、納稅期に遅れた者に對しては、每畝につき征稅率の一分を滯納罰金として餘分に徵收し、三ヶ月以上滯納せる者に對しては、一分の罰金の外に、滯納者の財産に封印して之を差押へ、以て警戒を與へることとした。<sup>24)</sup>かくして田賦の徵收に伴ふ積弊を除去し、納稅の成績も著しく向上した。

24) 前掲、莫寒竹、江寧蘭谿兩實驗縣整理田賦的經過、二八二頁乃至二八五頁。  
前掲、黃豪、江寧自治實驗縣田賦之過去現在與將來、八〇頁。

## 四 結 言

以上によつて浙江省及び江蘇省江寧縣の實施せる土地陳報に就いて述べ、夫々につき其の成敗の跡を尋ねた。江寧縣の土地陳報は幸にして成功を告げたが、その陳報方法は必ずしも萬全のものではない。第一に江寧縣に於ける土地陳報による地籍整理方法は、謂はゞ下より上への方法であり、業主の申告を俟ち、之に基いて清冊を編造するものであるが、若しも業主にして土地を所有するも故意に陳報をなさざるもの、若くは不注意より陳報を怠るものがあるも、政府としては之を調査すべき方法がない。故に陳報の實施と同時に省縣政府に於て丘形の略圖又は地籍簿を編査し、之と業主提出の陳報單とを對照して、未報告の丘地（一筆地）を直ちに發見し、業主の隱匿を防止する方法を講じ置くことが必要である。<sup>25)</sup> 第二に單なる土地陳報のみでは、業主の記載せる土地面積が正確なりや否やを政府に於て調査すべき方法が無い。故に政府に於て地籍略圖又は地籍簿を作成し、一段（幾つかの丘よりなる一地區）の面積さへ調査して置かならば、一丘毎の面積は測定し置かずとも、一段の面積と其の段内に於ける業主申告の各丘面積の統計とを比較することによつて、業主申告面積の正確であるか否か大體判明する。兩面積の間に大いなる齟齬のあるときは、其の段内に於て普查（全部調査）又は抽查（部分調査）を行ひ、陳報面積の誤りを修正することが出来る。第三に江寧縣の土地陳報が成功したと言ふものゝ、其の効果を永久に維持し得るや否やが疑はしい。蓋し土地陳報によつて清冊を編造するも、後日丘地に分合が起り、地目に變更を來すも、之に處する術なきを以て、清冊が實狀に副はざることとなり、從つて紛亂を醸すこととなる。故に丘形

25) 省縣政府が土地の清丈をなすに於て、地籍簿を編査し、之と業主提出の陳報單とを對照して、未報告の丘地（一筆地）を直ちに發見し、業主の隱匿を防止する方法を講じ置くことが必要である。<sup>25)</sup> 第二に單なる土地陳報のみでは、業主の記載せる土地面積が正確なりや否やを政府に於て調査すべき方法が無い。故に政府に於て地籍略圖又は地籍簿を作成し、一段（幾つかの丘よりなる一地區）の面積さへ調査して置かならば、一丘毎の面積は測定し置かずとも、一段の面積と其の段内に於ける業主申告の各丘面積の統計とを比較することによつて、業主申告面積の正確であるか否か大體判明する。兩面積の間に大いなる齟齬のあるときは、其の段内に於て普查（全部調査）又は抽查（部分調査）を行ひ、陳報面積の誤りを修正することが出来る。第三に江寧縣の土地陳報が成功したと言ふものゝ、其の効果を永久に維持し得るや否やが疑はしい。蓋し土地陳報によつて清冊を編造するも、後日丘地に分合が起り、地目に變更を來すも、之に處する術なきを以て、清冊が實狀に副はざることとなり、從つて紛亂を醸すこととなる。故に丘形

草圖（坵形の原圖）を作成し置き、土地の坐落は圖について之を索め得ることとし、坵地の分合・地目の變更あるも、直ちに之を解決し得ることとするか、若しくは推收制度を確立して、土地の移轉に伴ふ業主の名義書換を正確に行ひ、以て清冊の確實性を維持することが必要である。

民國二十三年五月の第二次全國財政會議に於ては、右の諸點が考慮され、辦理土地陳報綱要三十五條が可決された。この綱要によれば、土地陳報の方式は、(1)冊書の編査、(2)業戶の陳報、(3)鄉鎮長の陳報、(4)審核・復査或は抽丈、(5)縣府の公告、(6)徵冊の編造・土地管業執照の發給、(7)科則の改訂の順序を採ることとなつた。この方式に従つて土地陳報を實施して成功を収めたものに、江蘇省蕭縣、安徽省當塗縣、河南省陝縣等があるが、此等の諸縣の土地陳報については他日の機會に之を譲ることとする。